

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理学療法を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(育成を目指す資質、能力)

- (1) 理学療法について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
(知識及び技術)
- (2) 理学療法に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
(思考力、判断力、表現力等)
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。
(学びに向かう力、人間性等)

(1) 改訂の要点

- ① 今回の改定では、情報社会の進展、理学療法を巡る状況等の動向などを踏まえ、理学療法における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に基づいて示した。
- ② 今回の改定では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指す。

(2) 使用している言葉について

- ① 「理学療法の見方・考え方」とは、理学療法に関する事象を、当事者の考えや状況、理学療法が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な理学療法と関連付けることを意味している。
- ② 「実践的・体験的な学習活動を行うことなど」とは、具体的な課題の発見・解決の過程で、調査、研究、実習を行うなどの実践的な活動、医療提供施設における実習などの体験的な活動を行うことが重要であることを意味している。

2 内容

(1) 〔指導項目〕について

今回の改定では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目、「ア、イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの力に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

(2) 科目構成

理学療法科に属する科目の構成

「人体の構造と機能」、「疾病と障害」、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」、「基礎理学療法学」、「理学療法管理学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「理学療法臨床実習」、「理学療法情報」、「課題研究」

- ① 科目数は従前10科目から11科目となっている。
- ② より質の高い理学療法を提供するため、保健、医療、福祉に関する制度（医療保険・介護保険制度を含む）の理解、組織運営に関するマネジメント能力を養うとともに、理学療法倫理、理学療法教育についての理解を深める必要があることから、新たに「理学療法管理学」を位置付けるとともに、「臨床実習」の名称を「理学療法情報」に変更。
- ③ 「理学療法情報活用」については、理学情報の実践に必要な情報と情報技術に関する資質・能力の育成について内容を充実し、名称を「理学療法情報」に変更。

3 指導計画の作成と内容の取扱いについて

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- ① 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにする。
- ② 各科目の指導に当たっては、生徒が常に達成感と新たな知識及び技術の習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に十分留意する。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

- ① 単元などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。その際、理学療法の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、理学療法が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な理学療法を関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図る。
- ② 「基礎理学療法学」及び「理学療法治療学」の内容については、相互の密接な関連を図って取り扱う。
- ③ 「理学療法治療学」及び「地域理学療法学」の内容については、作業療法との関連に留意して取り扱う。
- ④ 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにする。
- ⑤ 地域や医療機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努める。

(3) 実験・実習を行うに当たっての配慮事項

- ① 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。